

防犯教本5

子どもの防犯1

基礎知識と6~8歳編



日本防犯診断士協会

目 次

第一章 基礎知識	1
増え続ける子どもたちの犯罪被害	2
何故、子どもたちを守れないのか	3
子どもとは！どの年代を指すのか	4
子どもを守るには12のテーマがある	5
守るものは何か／誰から守るのか	6
子どもは誰が守るのか、守れるのか	8
犯罪の構成要因	10
子どもを狙う犯罪者の動機	11
子どもを狙う性犯罪者のタイプ／子どもの被害の実態	12
強姦と強制わいせつ	14
年齢別、性別指導の理由／男子と粗暴犯／いじめ	16
第二章 子どもの防犯 12のテーマ	19
子どもを守る必須の知識／テーマA 4～8歳の防犯	20
テーマ1／4～8歳の防犯「保護者」	22
テーマ2／4～8歳の防犯「学校・関係者」	23
子どもの防犯1／4～8歳編、6歳になったら	24
テーマ3／4～8歳の防犯「善意の住民・ボランティア」	26
テーマB／9～13歳の防犯	31
テーマ4／9～13歳の防犯「保護者」	32
テーマ5／9～13歳の防犯「学校・関係者」	34
テーマ6／9～13歳の防犯「善意の住民・ボランティア」	36
テーマa・b／4～13歳の防犯「自治体」	38
テーマC／14～17歳の防犯	40
テーマ7／14～17歳の防犯「保護者」	42
テーマ8／14～17歳の防犯「学校・関係者」	44
テーマ9／14～17歳の防犯「善意の住民・ボランティア」	46
テーマc／14～17歳の防犯「自治体」	47
テーマD／18歳以上の防	48
テーマ10／18歳以上の防犯「保護者」	49
テーマ11／18歳以上の防犯「学校・関係者」	50
テーマ12／18歳以上の防犯「善意の住民・ボランティア」	51
テーマd／18歳以上の防犯「自治体」	52
補足1／いじめの概要と対策の要点	53
巻末	61

第一章 子どもの防犯 基礎知識

子どもの防犯はそれほど簡単ではない。

何故なら、子どもたちを犯罪の被害者にしないためには2つの困難なテーマがあるからだ。

一つは、保護者や学校関係者、加えて各自治体の関係者、さらに多くのボランティアの方々の総合的な防犯活動が不可欠である。だが、保護者や関係者、ボランティアの多くは防犯活動に必要な知識が不十分なまま活動することを余儀なくされている。これが問題なのである。

2つ目のテーマは、子どもたち本人の防犯力を強化する指導が必須となる。だが、子どもたちへ効果的な防犯指導を行なうには、指導する人に防犯の知識が必要であることはいうまでもない。残念ながら、現在の日本は「子どもたちを守る」ための防犯指導ができる専門家は少なく、学習の場も機会も不十分である。

これが「子どもたちを守る」ことが困難な理由のひとつである。

格差の拡大や急激なモラルの崩壊がすすみ、社会不安が増大し劣化しつつある厳しい環境の中で、かけがえのない子どもたちを守りたいと願う保護者や学校関係者、自治体関係者、尊いボランティア・活動家の方々がいる。

本テキストは、そのような方々のために、子どもたちを守る活動をより効果的にできるように、さらにその活動を長く続け普及させるために役立つ基礎知識を中心に、防犯の理論と基本から応用までをわかりやすく解説したものである。

第一章は、子どもの防犯をおこなうにあたって知っておくべき基礎知識や各種のデータ、基本的な考え方を中心とした内容になっている。

増え続ける子どもたちの犯罪被害

子どもはなぜ犯罪被害をうけるのか！

■子どもたちの犯罪被害

(同じ6年間で比較)

一般刑法犯罪の被害数	未就学	小学生	中学生・高校生	総数
総数	461	24.269	154.208 (6.3倍)	178.913
凶悪犯(殺人、強盗、放火、誘拐)	55	112	738 (6.6倍)	915
強姦(レイプ)	3	6	255 (42.5倍)	264
強制わいせつ	67	1.028	2.224 (1.7倍)	3.719
粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝)	237	1.266	9.418 (7.3倍)	10.921
小計	753	2.390	13.036 (5.4倍)	

(数値は平成27年度版「犯罪統計」より)

解説

講演やセミナーで「子どもたちはなぜ、簡単に犯罪被害をうけてしまうと思いますか」と訊ねると、多くの方は「子どもは、抵抗力がないから」とお答えになる。

はたして本当に「抵抗力がないから」子どもたちは簡単に犯罪被害をうけてしまうのだろうか、その答えは上段の表（「平成15年度版警察白書」の資料）にある。

実は、子どもたちは成長に比例して犯罪被害数が増大している。抵抗力が増したと思われる、中学生や高校生の子どもたちのほうが犯罪被害件数が激増するのだ。

理由は二つある。

一つは、多くの保護者や関係者は、子どもが中学生や高校生になると、「年齢もいったことだし」などと判断して自由にさせてしまうケースが多くなる。保護者の手や目を離れて、行動範囲や行動形態が広がるからである。

二つ目は、学年や年齢があがったからといって、防犯や被害回避法などについて何の教育も指導も行わず解放してしまうことだ。

子どもたちは加齢しても、防犯（防犯や犯罪被害の回避法）の知識がまったく備わっていないのである。それなのに、犯罪が発生しやすい条件、関係、状況などリスクが存在する環境に無防備で自由にしてしまう。だから子どもたちは、簡単に犯罪に巻きこまれたり、被害をうけることになる。

子どもたちの「無知」が元凶なのだ。

さらに問題なのは、「被害」を受けたことを保護者や関係者に相談しない子どもたちが少なくないことだ。その理由はいくつかある。

たとえば、保護者に叱られる、迷惑をかける、恥ずかしい、学校にいけなくなる、仕返しや復讐をされるなど様々ある。

次に、加害者（犯罪者）から脅されて泣き寝入りするというケースもある。

犯罪常習者や犯罪集団の中には、「親に言ったら」「先生にいったら」「警察に届けたら」「殺してやる」、あるいは「おまえの両親や家族を殺してやる」「写真をばらまいてやる」「2度と外を歩けなくしてやる」など、さまざまな文言や手法で威嚇するのである。

「言うことを聞かなければ」などと脅されて、誰にも相談できずに被害を受け続けてしまい、より深刻なダメージを負うケースもあるのだ。

犯罪者の手口や犯行、被害回復法を教えもせず、さらに子どもたちを守るためのシステムが不十分で、加えて被害をうけた時の救助・保護システムも脆弱な現代社会は、犯罪から子どもたちを守ることはできない、きわめて無防備でリスクな社会というしかない。

Point 1 子どもたちが簡単に被害を受ける最大の理由は、防犯の知識がないことである。

※ 多くの人は抵抗力がないことが原因だと思い込んでいる。だがその実態は、小学生よりは中学生、さらに高校生のほうが数倍も被害を受けている。

何故、子どもたちを守れないのか！

事例1 2000年 8月 宮城県

**3～10歳女兒、100人以上に
凶悪な犯罪行為の男逮捕。**

事例2 2004年 1月 大阪府

**小学生女兒ばかり200人に、
強制わいせつの男逮捕。**

事例3 1999年 1月 東京都

**小・中女兒凶悪な性犯罪、27件の
被害届け、手口は「鍵開け時狙い」**

事例4 2004年 10月 東京都

**小4女兒(10)ら3人、マンション
屋上で凶悪な性犯罪の男逮捕。**

保護者会会長の男、娘の同級生を殺害遺棄
平成29年3月24日

小3女兒行方不明

千葉 3日後、水路脇で遺体で発見

26日、家をでたから行方不明になった小3女兒が
3日後、自宅から10K離れた水路脇の草むらで全裸
の状態に遺体となって発見された。

その後の捜査で逮捕されたのは女兒が通う学校の保
護者会の会長で見守り隊の退潮をしていた男(46)。
男は家を出た直後の女兒を車に乗せて連れ去り殺害、
遺体を遺棄したとみられる。

事例5 2009年 9月 広島

**小学校教諭の男(46)、教え子10人
を校舎内で46回レイプ。レイプ未
遂11件。強制わいせつ25件で懲役
30年の判決。**

事例6 2018年 3月 富山

**町議員の男(43)、小4女兒レイプ
容疑で逮捕。**

子どもたちが犯罪被害を受ける件数が増え続
けている。その最大の理由が、防犯(犯罪被害
の回避法)の知識がないからであると解説した。

しかし、理由はまだ他にもある。

その一つが、子どもたちが遊んだり、登下校
する街や地域に、犯罪被害を受けやすい環境(状
況や場所など)が無数に存在することだ。

中段に掲載した(子どもたちが被害を受けた
事件)事例を参照してほしい。

事例1、一人の犯罪者によって数十人、数百
人の女兒や女子たちが凶悪な性犯罪の被害を受
けている。この犯罪者は、団地内で遊んでいる

子どもたちに声をかけて、屋上や非常階段、
物置やごみ集積場、駐車場などで犯行を重ねて
いる。性犯罪が最も成功しやすい「車」を使わ
なくともこれだけの犯行を行なっている。

家の近くにいてから大丈夫、という保護者の
油断や隙に乗じているのだ。

家の近くで被害を受けた子どもたちは、家に

逃げかえる。第一発見者が家族や保護者になる
ケースが多い。

(通学路上で連れ去られて被害を受けると、通
行人などの第三者が発見して警察に通報し事件
が表にしやすい。)

しかし、家族や保護者が第一発見者の場合、
子どもへの風評被害を恐れて、子どもを守るた
めに泣き寝入りをするケースが多くなる。だか
ら事件が公にならず、犯罪者は野放しになる。

野放しになった犯罪者は事件がおおやけにな
らないので、警戒が弱い保護者の隙に乗り、無
防備な子どもたちをさらに襲い続ける。

被害が拡大するもう一つの理由である。無知
なのは子どもたちだけではない、保護者も関係
者も住人もまた無知なのだ。これらが子ども
たちを守れない一因である。

Point 2 子どもたちを守れない一因は、保護者、関係者、住
人が子どもの防犯に無知なことである。

※ 性善説で考えれば、幼い子どもたちを襲う犯罪者な
どいない。だが現実には、子どもだから狙い襲うと
いう惨い事件が多発している。性善説では守れない。